**大前研一『君は憲法第8章を読んだか』(小学館、2016年8月)**

2023年5月1日　小林

* 大前研一は早大理工学部卒、東工大修士、米国MIT博士。現在、ビジネス・ブレークスルー大学学長、韓国梨花女子大学国際大学院名誉教授、高麗大学名誉客員教授、（株）大前・アンド・アソシエーツ創業者兼取締役、株式会社ビジネス・ブレークスルー代表取締役社長など。
* 今回は、5月3日の憲法記念日にちなみ日本国憲法について考えてみたいと思います。
* 本書は日本経済再生には憲法第8章「地方自治」の大改正が必要という切り口で書かれています。

**地方自治と道州制**

* さて、日本経済再生を目的にアベノミクスという経済政策が実行されているが、なぜこれは失敗しているのか。
* 日本は「低欲望社会」になった。モノを持たない、買わないことがカッコイイ。特に若年層に低欲望が顕著。これでは異次元の金融緩和をやっても一般消費者の購買意欲は刺激されない。
* 日本経済は古典的な経済理論が効くような単純な経済ではないのに、そこに古典的な経済理論＝「金融緩和と財政出動」で対応しようとしている。
* 我思うにもう一つ。一般消費者はモノの値上がり＝インフレは嫌い。なぜ政府・日銀はインフレをわざわざ起こそうとするのか理解できない。なので、日銀が2%インフレを目標とするのであれば、黒田総裁は一般消費者が理解できるように説明すべき。ところが一度もしたことない。いつも銀行、証券会社向けの説明のみ。これでは一般消費者のマインドは消費しようと思わない。
* 成長戦略(三番目の矢)がない。成長戦略として挙げられているのは「地方空港でのビジネスジェットの受入れ」や「外国人留学生の就職支援」「農業の戦略的推進」「IT・ロボットによる産業構造改革」など。こんなのは当然やるべきことであり、あるいは今までやってきたことなどを総花的に書いただけ。(具体的なのはカジノリゾート施設ぐらいだが、経済効果は僅少)
* では、日本経済再生のためには何をすべきか。
* 租税改革。所得課税から資産課税へ。現在の個人資産は1,700兆円、企業の内部留保は500兆円。これに課税すべき。課税回避で預金は投資に向かう。
* 建物の容積率の緩和、日照権規制の緩和。建築需要が増加する。
* 消費税をインボイス方式の付加価値税にする。とりっぱぐれがなくなる。
* 相続税と贈与税は廃止する。これで老人から若者に資産が移動して若者は子育てや教育等々にお金を使う。
* 地方創生。これが重要‼
* 2014年「地方創生」がアベノミクスの一環として発表された。その柱は大都市に居住する老人の地方移住。老人ホームを地方に作って老人を入居させる。こんなことでは地方創生はできない。問題の本質を理解していない!
* 問題の本質は憲法第8章「地方自治」にあり。まず条文を読んでみよう。

第8章　地方自治

第92条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条　一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

* 「地方自治の本旨」とは何なのかが定義されていない。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は・・・法律でこれを定める」ということは国会で作られる法律に丸投げされているということ。「地方公共団体は・・・法律の範囲内で条例を制定することができる」ということは要は「国が決める、地方自治体に権限はない」といっているようなもの。地方自治体には立法権も行政権も司法権も与えられていないということ。これでは「地方自治」をさせないための条文になっている。中央集権のための規定。
* それでは、自民党憲法改正草案はどうなっているか。

第8章 地方自治

（地方自治の本旨）

第92条地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。

２住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

（地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等）

第93条地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。

２地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。

３国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。

（地方自治体の議会及び公務員の直接選挙）

第94条地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

２地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する。

（地方自治体の権能）

第95条地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

* 自民党案では「地方自治の本旨」は規定されたが内容は空疎。
* 自民党案では「法律で定める」「法律の定める」「法律の定めるところにより」「法律の定める」「法律の範囲内で」と中央集権であることをより強く宣言している。
* こんな憲法改正では地方創生はできない。
* これからの国家のフレームワークとして中央集権が本当によいのか考えるべき。21世紀の国家繁栄のグランドデザインとして中央集権が本当によいのか考えるべき。
* ちなみに、米国は州ごとの分権国家。ドイツも連邦制の分権国家であり16の州が州政府を有し立法、行政、司法について強力な自治権を有している。
* イタリアは「都市連合国家」。多くの大企業が地方都市で生まれ本拠地を地方都市に置いている。ローマ一極集中ではない。20の州には州憲法の制定が認められ、2001年憲法改正では州のさらなる自治権が認められた。
* 本書では触れてないが、英国もイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの連合国家プラス海外領土。それぞれ強弱はあるが自治権が認められている。
* 日本も地方に権限を委譲して地方の自由度を拡大すべし。道州制を導入すべし。
* なぜ道州制なのか?
* 47都道府県では自治の単位が細かすぎて非効率。
* 鳥取県、島根県などは世田谷区より人口が少ない。人口だけでなく経済規模も都道府県で格差が大き過ぎる。
* 地方を大くくりでまとめて「地域国家」と位置付けて権限と財源を移譲する。中央集権は地方の創意工夫をしばっている。経済政策、租税制度、教育制度、福祉制度などの面で地域どうしを競わせる。
* 問い1：道州制についてあなたはどう思いますか?

**その他の憲法改正の論点**

* **9条改正**。自民党案は現行9条と同様に戦争の放棄と武力行使の放棄を残し、そのうえで(1)自衛権を明確化し、(2)「国防軍」の保持を規定するというもの。(自民党案、解説等はこちら→https://constitution.jimin.jp/document/draft/)
* この自民党案について大前は、解釈の変更で集団的自衛権という実質的な「9条改正」ができたのだから、わざわざ議論の多い9条改正をおこなう必要なしとの意見。
* 問い2：あなたはどう思いますか?
* **緊急事態条項**。自民党案は(1)総理大臣は内乱、災害等のとき緊急事態を宣言することができる、(2)事前または事後の国会承認が必要、(3)総理大臣は法律に基づき政令を制定することができ、その政令は法律と同等の効力を有する、(4) 総理大臣は地方自治体に必要な指示をすることができる、(5)国民は国等の指示に従わなければならない。
* この自民党案について大前は、中央集権を推し進めるものとして否定的な感じでコメントしています。
* 問い3：あなたはどう思いますか?
* **国家元首**。自民党案は

（天皇）

第1条　天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

* 大前は、「国家元首」は国の機関として一定の機能を担うもの。基本的になんの権限も持たない天皇を国家元首とするのは適当でない。「国民統合の象徴」でよい。
* 問い4：あなたはどう思いますか?

以上